65歳以上の方 平成21年度から 介護保険料が変わりました!!

平成12年度にスタートしてから10年目を迎えた『介護保険制度』は、介護が必要となった方が安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支え合うための制度です。

介護保険の財源のうち、50%を占めるのが40歳以上の方に納めていただく「介護保険料」ですが、そのうち65歳以上の方（第１号被保険者）に納めていただく保険料の基準額については、必要とされる介護サービスの総費用に応じて、各市町村が３年ごとに見直しを行うことになっており、平成21年度は、その見直しの年に当たります。

高齢化が進む多古町では、介護サービスの利用者数や利用量が年々増加しており、今後３年間に必要とされる介護サービスの総費用は、32億700万円と推計されます。

これにより、平成21年度における65歳以上の方（第１号被保険者）の基準額をこれまでの年額28,422円から38,400円へ改定するとともに、平成23年度までの介護保険料を下表のとおり定めましたので、ご理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

■65歳以上の方（第１号被保険者）の介護保険料

区分	対象者	年額保険料 平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第１段階	●生活保護の受給者 ●世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	14,211円【基準額×0.50】	**19,200円**【基準額×0.50】	**19,440円**【基準額×0.50】	**19,680円**【基準額×0.50】
第２段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	14,211円【基準額×0.50】	**19,200円**【基準額×0.50】	**19,440円**【基準額×0.50】	**19,680円**【基準額×0.50】
第３段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を越える方	21,317円【基準額×0.75】	**28,800円**【基準額×0.75】	**29,160円**【基準額×0.75】	**29,640円**【基準額×0.75】
第４段階	●本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	28,422円【基準額×1.00】	**34,560円**【基準額×0.90】	**35,040円**【基準額×0.90】	**35,520円**【基準額×0.90】
	●本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を越える方		**38,400円**【基準額×1.00】	**39,000円**【基準額×1.00】	**39,480円**【基準額×1.00】
第５段階	●本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	35,528円【基準額×1.25】	**48,000円**【基準額×1.25】	**48,720円**【基準額×1.25】	**49,320円**【基準額×1.25】
第６段階	●本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	42,633円【基準額×1.50】	**57,720円**【基準額×1.50】	**58,440円**【基準額×1.50】	**59,280円**【基準額×1.50】

【主な改定内容】
①税制改正に伴う保険料の「激変緩和措置」については、平成20年度をもって終了しました。
②第４段階の中に、平成21年度から新たに軽減区分（基準額×0.90）を設けました。
③介護従事者の処遇改善や人材確保を図るため、平成21年度から介護報酬が全体で３%引き上げられました。
なお、これに伴う保険料増額分については、国の負担によって平成21年度は全額、平成22年度は半額が軽減されます。

介護保険料の納付方法

年金の受給額によって「**特別徴収**」または「**普通徴収**」に分かれます。

■特別徴収

年金が**年額18万円以上の方**は、年金からの天引きにより保険料を納めていただく「**特別徴収**」となります。

天引きの対象となる年金は、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金です。

（老齢福祉年金は、天引きの対象になりません。）

- 年額保険料を年金受給月の6回に分けて、年金から天引きさせていただきます。
- 特別徴収の対象者になると、おおむね6カ月後から天引きが開始されます。

介護保険の財源

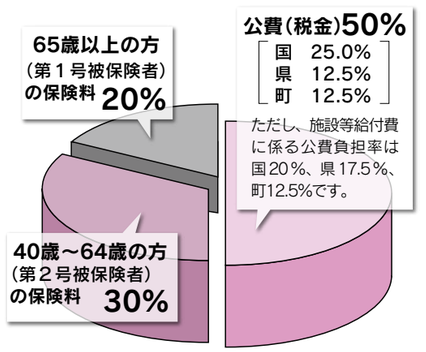

平成21～23年度の3年間に多古町で必要とされる介護サービスの総費用は、32億700万円です。

なお、地域支援事業費を含めると、全体で32億8,500万円となります。

■普通徴収

年金が**年額18万円未満の方**は、納付書により保険料を納めていただく「**普通徴収**」となります。

また、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金を受給していない方や、老齢福祉年金を受給している方も普通徴収となります。

- 年額保険料を7月から2月までの8回に分けて納めていただきます。
- 町（税務課）から納付書を送付します。取扱金融機関などで現金または口座振替により納めてください。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

■取扱金融機関
千葉銀行・京葉銀行・佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局

■手続き方法
役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」をご記入の上、お申し込みください。

■手続きの際に必要となるもの
介護保険料の納付書、口座振替をする通帳、通帳の届出印

介護保険のマメ知識 ★特別徴収の仮徴収・本徴収とは？

4月 ← 6月 ← 8月 ← 10月 ← 12月 ← 2月

■仮徴収（暫定賦課）

65歳以上の方の介護保険料は、町民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。

したがって、4月・6月・8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを「**仮徴収**」といいます。

今年度は、保険料が増額改定されるため、4月・6月は、昨年度の2月期と同額とした上で、8月は本算定賦課を想定して算定した額とし、保険料の平準化に努めます。

■本徴収（本算定賦課）

10月・12月・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。これを「**本徴収**」といいます。

●お問い合わせ
保健福祉課介護保険係 ☎(76)3185
税務課課税係 ☎(76)5402